

Annual Report 2022

年次報告書

2022年1月～12月（2023年発行）

大阪ユニセフ協会

Osaka Association for UNICEF

unicef  for every child

目 次

I.	組織概要	1
II.	2022年1月～12月 事業と運営の概要	2～6
III.	2022年度収支決算書	7
IV.	役員名簿	8
V.	規約	9～12
VI.	運営組織	13
VII.	ユニセフ協力協定図	13
VIII.	ボランティア	14
	大阪ユニセフ協会の所在地図	15

【注】 この年次報告書は大阪ユニセフ協会の2022年1月～12月の状況について記述していますが、IV.役員名簿は2023年6月末現在の名簿を掲載しています。

I. 組 織 概 要

名 称	大阪ユニセフ協会 2011年4月1日 日本ユニセフ協会大阪支部を改称
目 的	公益財団法人日本ユニセフ協会と協力協定を結び、 大阪府を中心にユニセフ協力事業を実施する
設 立 日	2001年(平成13年)8月1日
代 表 者	会長 出田 善蔵
事 務 所	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F 火曜日から土曜日(祝日を除く)午前11時から午後4時
電 話	06-6645-5123 FAX 06-6645-5124
E-Mail	un@unicef-osaka.jp URL https://www.unicef-osaka.jp
役 員	顧問 4人、理事 41人、監事 2人(2023年6月末現在)
会 員	個人会員100人、団体会員10社(2022年12月末現在)
ボランティア	122人(2022年12月末現在)
主な事業活動	
(1) 広報活動	ユニセフ大阪通信の発行 ホームページ、SNS 学校等への学習協力 セミナー、学習会の開催 視聴覚教材の貸出し 写真展の開催
(2) 募金活動	チャリティイベントの開催 協力団体イベントへの参加、協賛 ハンドインハンド募金 街頭募金(愛称:アリス募金) 募金の受付、募金協力への対応

Ⅱ. 2022年1月～12月 事業と運営の概要

1. 広報活動

□「ユニセフ大阪通信」を2月、5月、8月、11月に各4,000部発行。巻頭記事としては「お産をもっと安全に」、「子どもの瞳に『希望』を」、「大地に平和を取り戻す」、「高校生 世界の課題に向き合う」と題して、ユニセフに関連するテーマで最新の動きを紹介しました。各号の表紙と巻頭記事はホームページに転載され、広報に利用されています。

□ ホームページはシステム変更に伴い、9月に全面的リニューアルしました。新しい画面はより見やすく、利用者が必要とする情報へ確実にアクセスできるようになりました。若い世代を中心に普及しているSNSの活用は、インスタグラムでの随時情報発信を行っています。

□ ユニセフ写真展は、広報活動の一環として積極的に展開しています。テーマとして、新型コロナ感染症をはじめSDGsにかかわりのある内容が増えています。2022年9月には豊中市の平和月間事業の一環として紛争に関する写真展が行われ、募金活動が行われました。(テーマは以下の「2. 主なイベントの実施」写真展の項をご参照ください)

2. 主なイベントの実施

コロナ禍のため、幾つかのイベントは中止、または参加見合わせとなりました。以下、実施、または参加したイベントを記載します。○= 主催イベント、●= 他団体主催イベント、V= 当日または期間中の参加ボランティア数を表しています。

○ユニセフ春の交流会 3月19日 中央電気倶楽部ホール

2つの高校の生徒を招き、それぞれが取り組んだユニセフ活動についてパワーポイントで発表してもらいました。会場は久しぶりの交流の機会として、活気にあふれました。

○第14回ユニセフチャリティウォーク 4月19日 花博記念公園鶴見緑地

今回は新型コロナ感染症予防対策として、準備体操後の一斉スタートは避け、参加者は随時出発、コース完歩後は自由解散となりました。大阪シティ信用金庫職員の方々のご協力もあり、参加者総数は571名、参加費はそのまま募金となりました。(V=28名)

●御堂筋ふれあいバザー 4月20日、5月18日、6月10日 御堂筋ガスビル前で開催。

大阪ガスグループが企業ボランティア活動として行っている[”小さな灯”運動]の定例イベントに参加。広報・募金活動を実施。ウクライナ募金を呼びかけ、関心を集めました。(V=4名)

●こどもの日チャリティイベント 5月4・5日 新梅田シティタワーイースト3F・39F

テーマを「世界の子どもを笑顔に」として、3年ぶりに開催。ユニセフは全体に規模を縮小し、3Fでは写真展と募金活動を、39Fではミニバザーを開きました。(V=2日間合計16名)。

○ユニセフセミナー大阪 2022 7月2日 大阪市中央公会堂大会議室で開催。

「危機に直面する子どもたち——紛争・災害・虐待」をテーマに、ユニセフ・イエメン事務所の子どもの保護専門官小川亮子さん(オンライン)と兵庫県こころのケアセンター副センター長の亀岡智美先生(対面)による2つの講演を実施。紛争下と学校や家庭という2つの異なる状況でありながら、子どものこころのケアについては共通する点も多く、その重要性を確認しました。オンライン参加の同時開催、機器の操作はユニティブのメンバーが担当しました。参加者60余名。

○ユニセフシアター第2回上映会 11月3日 ピースおおさか講堂

スーダン難民がテーマの「グッド・ライ～いちばん優しい嘘」の上映後、専修学校クラーク高等学院大阪梅田校と大阪暁光高校の生徒らが研究発表を行いました。参加者は103名。(V=4名)

●守口市スマイルデー「もりっしゅ」 大枝公園 11月6日

初参加の催しは守口市市民まつりとの同時開催で、ユニセフブースでは子どもの遊びコーナーを設け、テント内でウクライナの写真パネルや地雷レプリカを展示しました。(V=10名)

●寝屋川市啓明地区小学校福祉まつり 11月6日

啓明小学校校区の幼稚園児や小学生、住民が参加する福祉祭りに初参加。ユニセフのコーナーに世界の子どもたちの写真パネルを展示し、ユニセフの活動を紹介しました。(V=3名)

○ユニセフ ハンド・イン・ハンド募金 12月11日、19日、25日 大阪府下

第44回となる歳末恒例の募金は、3年ぶりに街頭での活動を実施することになり、大阪府下14カ所でボーイスカウト、ガールスカウト、ボランティア述べ535名が参加しました。募金総額は876,469円になりました。(V=55名)

○● ユニセフ写真展(参加V数は1回の開催で2~3人)

写真展は大阪独自の企画です。テーマの設定、写真選定、プリント、パネル制作まで当協会のボランティアがすべて行っています。テーマは、実施する施設からの要望や同時開催するイベントの内容を考慮し、決定しています。

写真展開催一覧

期間	会場名または催事名	テーマ	期間	会場名または催事名	テーマ
3/8~21	大阪府立中央図書館	新型コロナウイルス感染症と世界の子どもたち	4/1~10	咲くやこの花館 :チャリティウオーク	子どもたちの緊急事態 「自然災害」と「紛争」
3/19	中央電気倶楽部 :春の交流会	ウクライナの子どもたち	4/22~5/18	大阪市立中央図書館	〃

4/29～5/5	梅田スカイビル タワー イースト3F;こどもの日 チャリティイベント	ウクライナ危機と子どもた ち	11/3	ピースおおさか :ユニセフシアター上映会	アフリカ難民の子どもた ち
5/31～6/14	枚方市立香里ヶ丘図書館	ユニセフのめざすSDGs —水・教育・健康—	11/6	守口市立大枝公園	ウクライナ危機と子どもたち
7/2	大阪市中央公会堂;ユニ セフセミナー	イエメンの子どもたち	11/9～2023 年1/15	吹田市立平和祈念資料館	今、世界で起きていること ウクライナ・イエメン・南スーダン
8/2～15	豊中市立蛸池図書館	ウクライナ危機と子どもたち	11/23～ 12/6	あべのハルカス7F	子どもたちの緊急事態 ～気候変動・異常気象
9/1～5	豊中市千里文化センター「コ ラボ」	紛争下の子どもたち	12/2～18	ラスタホール	今、世界で起きていること ウクライナ・イエメン・南スーダン

●四天王寺 縁日での広報、募金活動

2/21、2/22、3/20、3/21、3/22、4/21、4/22、5/21、5/22、6/21、6/22、7/21、7/22、8/21、8/22、9/21、9/22、9/23、10/21、10/22、11/21、11/22、12/21、12/22 (各日 V=2～5 人)

3. 学習協力活動（出前授業）の状況

出前授業は学校への訪問と事務所への来室が主ですが、今年はコロナ感染症の影響からリモート授業の要請も数件ありました。

2022年1月～12月実績（出張・来室は件数、貸し出しは本数）

出張	来室	リモート	本年合計	前年	摘 要
19	7	4	30	36	小9、中7、高11、大3、その他（イベント含む）8
DVD貸出し	パネル貸出し		合計	前年	DVD貸出しにはビデオ貸出しを含む
3	1		4	4	幼0、小0、中4、高0、大0、その他0

インターンシップは大学生6名（大阪教育大生）を受け入れました。

◎大阪教育大学とのコラボレーション演習

本取組みは、大阪教育大学の学生が大阪ユニセフ協会でのボランティア体験を通して、子どもの成長をサポートするスキルを身に付け、社会のさまざまな場面でキーマンとなって教育を支援してゆく人材の育成を目指すものです。1年間の活動期間中、30時間のボランティアを体験し、期間終了後は単位取得となります。2022年は6名の学生が参加しました。

活動期間：2022年2月～2023年1月は5名、2022年12月～2023年1月末は1名

演習内容：四天王寺での募金活動、出前授業の補助と見学、勉強会参加

ユニティブの活動に参加、「ユニセフセミナー大阪」への参加、事務所での作業

4. 募金の状況

2022年1月～12月実績

金額万円、件数は振込件数

	個人		団体・企業		学校		小計		当協会 活動	合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額	金額
本年	73	728	31	3425	15	51	119	4205	232	4438
前年	91	90	15	910	9	23	115	1024	41	1066

2022年1月～12月には緊急募金活動はありませんでした。

5. ボランティアの状況

- 12月末登録者122人。昨年12月末より10人減少しています。
- 毎月最終水曜日にボランティア連絡会を任意参加（毎回20人前後）で開催しイベントや各グループの状況報告、運営委員会からの報告事項など検討します。議事録は「ボランティアだより」にまとめられ、メール、FAX、郵送で発信し、情報の共有を図っています。
- 若手ボランティアを中心に結成されたグループ「ユニティブ」が、定期的に活動を行っています。毎月第一水曜日夜にはZoomを利用し勉強会を開き、情報共有の場としています。勉強会の内容は下記の通りです。

ユニティブ勉強会 開催一覧 2022年1月～12月

開催日	テーマ	開催日	テーマ
1月12日	新春交流会確認／本年のテーマ検討	7月6日	ユニセフセミナーの感想
2月2日	新春交流会／チャリティウォークの企画	8月3日	保護司について（櫛辺さん）
3月2日	チャリティウォークの企画	9月7日	写真展について（萬浪さん）
4月6日	社会人向け出前授業について	10月5日	出前授業「100人の村」を学ぶ（竹内さん）
5月11日	ユニセフセミナーのZoom担当	11月2日	ホームページ更新について（竹原さん）
6月1日	ユニセフセミナー（Zoom）リハーサル	12月7日	「子どもの今」について

【その他活動】

- ・チャリティウォークにて、グーグルフォームを利用したユニセフクイズを企画、作成しました。
- ・ユニセフセミナーにて、Zoomや音響機器の操作の担当をしました。

6. 会議の状況

- 運営委員会 毎月第二水曜日に事務所で開催。

現在は事務局長以下、各グループの責任者（ボランティア）など7人のメンバーが中心となって運営しています。スムーズなイベント進行・実施や当協会の活動状況を確認・検討し、協会自体の活性化を図っています。その他、既存イベントの改良、活性化や新規イベントの開発等を検討しています。話し合われた内容はすべて月末に開催される「ボランティア連絡会」に報告し、ボランティア間での情報の共有を密にしています。

□ ボランティア連絡会（前項5.「ボランティアの状況」を参照）

□ 2022年協定地域組織オンライン事務局長会議 2月24・25日 WEB会議。

全国26の協定地域組織から30名、日本ユニセフ協会8名が参加（大阪からは宮島事務局長が参加）。日本ユニセフ協会各部から報告と計画発表、総務部、団体・企業事業部から報告と計画発表、各協定地域組織より活動報告がありました。

□ 第24回理事会 3月24日／第12回定時会員総会 3月24日 いずれも難波市民学習センター研修室（OCATビル4階）で開催。

「2021年度事業と運営の概要報告、収支決算報告」「2022年度事業方針、事業計画、収支予算」「顧問・理事・監事選任、常務理事選任」の議案が原案通り可決、承認されました。

□ 日本ユニセフ協会学習講師研修会 6月17日 オンラインで実施

全国26の協定地域組織から80名が参加しました。日本ユニセフ協会学校事業部による出前授業のプレゼンテーション例の紹介、地域組織参加者からの質疑応答が行われました。

□ 第25回理事会 11月24日 難波市民学習センター

「2022年1月～9月の事業と運営の概要報告」「2023年度事業方針案、事業計画案」「2023年度収支予算案」「顧問・理事の選任および退任」の議案が原案通り可決、承認されました。

□ 西日本地域組織局長会議 11月30日 愛媛県ユニセフ協会

7地方組織との情報交換を行いました（大阪からは宮島事務局長が参加）。

以上

Ⅲ. 2022年度収支決算書

大阪ユニセフ協会

〔収入の部〕

単位： 円

		2022年度決算	摘 要
助成金収入	運営助成金	2,828,000	協力協定第5条に基づく助成金
	地域普及助成金	3,893,658	協力協定第6条に基づく助成金
	特別事業助成金	0	
	助成金小計	6,721,658	
会費収入		1,014,000	
寄付金収入		878,891	
雑収入		16	預金利息他
募金受入金		44,381,120	
	収入小計	52,995,685	
前期繰越金		1,960,416	
収入合計		54,956,101	

〔支出の部〕

		2022年度決算	摘 要
事業費	催事費	522,937	事業計画による催事費用
	資料製作費	883,039	大阪通信、年次報告書等製作費
	旅費交通費	153,160	
	通信運搬費	1,763,012	大阪通信郵送代、事務所電話代、インターネット・HP費用ほか
	消耗品費	217,282	写真パネル作成費用ほか
	ボランティア費	674,160	ボランティア交通費、保険料
	アルバイト費	0	
	光熱水費	83,725	事務所空調費、電気代
	建物賃借料	1,300,800	事務所、4階倉庫使用料
	OA機器リース料	96,432	PCプリンター兼コピー機,セキュリティ機器リース料
	事務局スタッフ費	1,406,670	事務局スタッフ費用
	雑費	37,270	郵便口座募金振込手数料
		事業費小計	7,138,487
運営費	会議費	19,991	理事会、総会会場賃料、事務所お茶代
	通信運搬費	0	
	消耗品費	305,610	一般文房具、封筒、コピー用紙、印刷代
	図書資料費	36,152	新聞代、参考図書購入費
	印刷製本費	0	
	光熱水費	41,848	事務所空調費、電気代
	建物賃借料	650,400	事務所、4階倉庫使用料
	OA機器リース料	48,216	PCプリンター兼コピー機,セキュリティ機器リース料
	備品購入費	699,600	サーバー1台,パソコン2台及び付属品購入
	旅費交通費	163,980	事務局スタッフ交通費
	事務局スタッフ費	703,330	事務局スタッフ費用
	雑費	1,155	銀行振込手数料ほか
		運営費小計	2,670,282
	事業費・運営費小計	9,808,769	
募金払出金		44,381,120	
事業費・運営費・払出金小計		54,189,889	
次期繰越金		766,212	
支出合計		54,956,101	

2023.01.26

IV. 役員名簿（敬称略、役職別、50音順）

顧問

河村正雄	大阪シティ信用金庫相談役
新堂友衛	大阪市体育協会会長
姫野 勉	外務省特命全権大使（関西担当）
藤 洋作	関西電力顧問

（顧問4名）

会長・理事

出田善蔵	桃山学院大学理事長
------	-----------

副会長・理事

古野喜政	毎日新聞社社友
------	---------

専務理事

常務理事

高橋知史	大阪シティ信用金庫理事長
田中中和	連合大阪会長
本荘武宏	大阪ガス取締役会長
宮島登美子	日本テレマン協会理事
宮本信之	関西電力執行役常務

理事

秋田拓士	近鉄百貨店代表取締役社長執行役員
粟井明彦	堺市教育委員会教育長
生駒京子	関西経済同友会代表幹事
伊東徹二	日本ボーイスカウト大阪連盟事務局次長
上田恵子	国際ゾンタ 26区エリア3
	大阪Iゾンタクラブ会長
岡山伸子	NRB日本理容美容専門学校理事長
奥蘭みどり	大阪府国公立幼稚園・こども園長会会長
川上 征	電通客員
木村 勇	前大阪公立大学観光産業戦略研究所 客員研究員
黒川浩明	大阪アーティスト協会会長

小林充佳	西日本電信電話相談役
小山富美子	大阪ユニセフ協会登録ボランティア
齋藤 明	三晃空調取締役会長
多田勝哉	大阪市教育委員会教育長
辰巳砂昌弘	大阪公立大学学長
タン ミッシェル	大阪府生活協同組合連合会会長理事
辻 一郎	毎日放送客員
西尾章治郎	国立大学法人大阪大学総長
長谷川一明	西日本旅客鉄道代表取締役社長
濱崎 寛	医療法人健全会理事長
林 信	近鉄グループホールディングス 常務執行役員
堀井良殷	関西・大阪21世紀協会顧問
森田正仁	NHK大阪拠点放送局長代行
松村 祥	ガールスカウト大阪府連盟連盟長
坂井勝恵	大阪いづみ市民生活協同組合理事
三林京子	女優・作家
宮坂久美子	日本航空執行役員西日本支社長
もず唱平	大阪国際平和センター特別顧問
森山文子	大阪市経済戦略局立地交流推進部長
山中和貴	よしもとアドミニストレーション 代表取締役社長
弓場美幸	大阪ユニセフ協会登録ボランティア
吉川秀隆	大阪府国際交流財団理事長
吉田憲司	国立民族学博物館館長
和氣邦夫	元ユニセフ東京事務所所長

（理事41名）

監事

西馬正義	税理士
信岡登紫子	弁護士

（監事2名）

V. 規約

大阪ユニセフ協会規約

【大阪ユニセフ協会規約（2001年8月施行、2011年4月に全文改正）の第3章第11条を2017年3月に改正】

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大阪ユニセフ協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号大阪シティエアターミナルビル2階に置く。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（以下「日本ユニセフ協会」という）との協力協定に基づき、大阪府において日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、ボランティアの活動により、次の事業を行う。

- (1) ユニセフのための広報及び啓発事業
- (2) ユニセフへの募金協力事業
- (3) その他日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力する事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体を会員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、本会の運営費に充当するものとする。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 死亡又は団体が解散したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会及び除名)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。
 - (1) この規約の規定に違反したとき
 - (2) 本会の秩序を著しく乱したとき

第3章 役員及び事務局

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- (1) 理事 40名以上50名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(選任)

第11条 理事及び監事は当該理事及び監事候補者を除く理事会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名

2 前項による理事及び監事の選任については、直後の総会により承認を受ける。

3 前項の総会の承認が得られない場合、当該理事または監事は総会の翌日から理事または監事の地位を失う。ただし、総会の日までに当該理事または監事が行った職務及び参加した理事会決議の効力に影響を及ぼさない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき本会の常務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決する。
- 6 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

(顧問)

第13条 本会に理事会の議決により、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 理事会の議決を経て、会長が事務局長を任免する。
- 3 必要に応じてスタッフを置くことができる。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(招集)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に会長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 総会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決事項)

第18条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会の事業計画と予算
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

- 2 会員は、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議決は、この規約で別段の定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改 廃)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員の数（書面による議決者を含む）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第21条 理事会は、理事及び監事で構成する。

(機 能)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第23条 理事会は、年2回以上会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、理事会に出席できない理事は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席理事の数（書面による議決者を含む）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産)

第27条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産管理)

第28条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第8章 補則

(補則)

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、財団法人日本ユニセフ協会が公益財団法人に移行した2011年4月1日から施行する。
- 2 第7条の会費は2011年4月以降、次の各号に掲げるものとする。

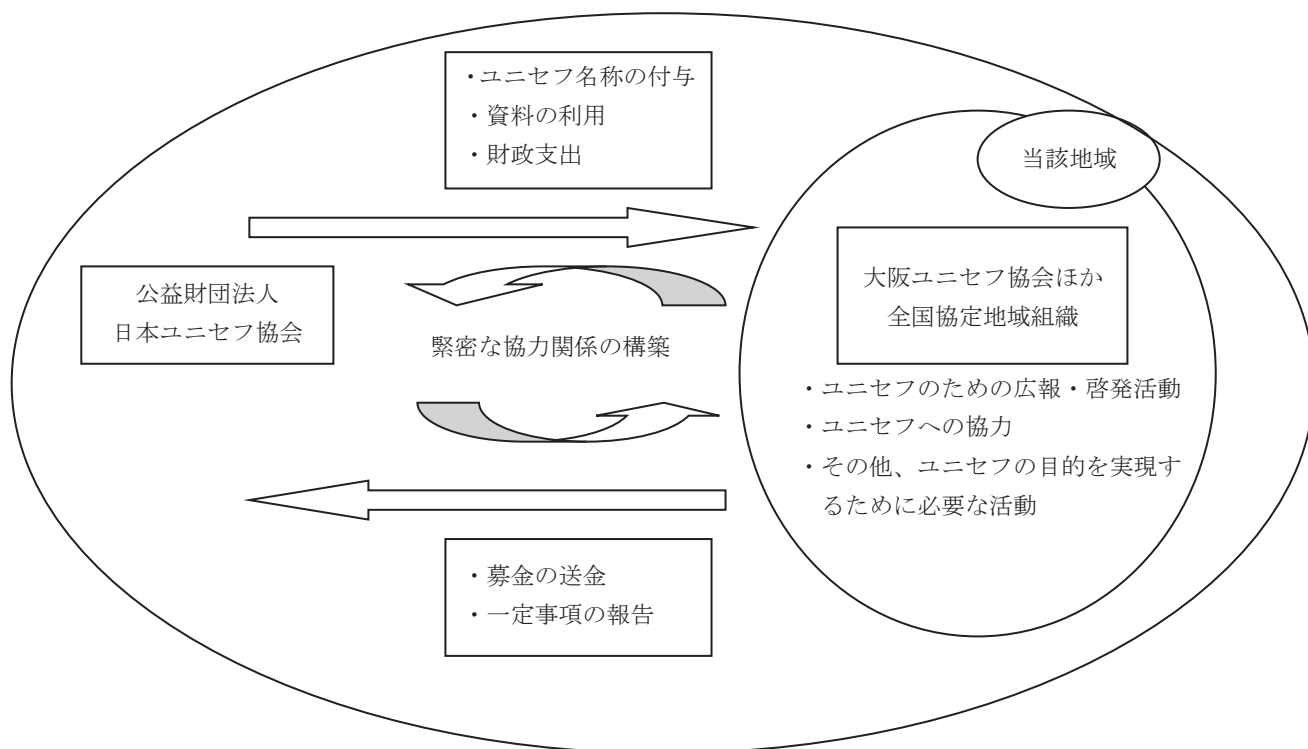
個人	1口	年額	3,000円
団体	1口	年額	100,000円

VI. 運 営 組 織

総 会	会員(個人会員、団体会員)
理 事 会	顧問、理事、監事
役付理事	会長、副会長、専務理事、常務理事
事 務 局	事務局長
ボランティア グループ	内部連絡、イベント統括、学習協力、写真展、 広報、庶務
会 議	運営委員会、ユニセフ大阪通信編集委員会、ボランティア連絡会

VII. ユニセフ協力協定図

【日本ユニセフ協会と大阪ユニセフ協会（全国協定地域組織）とは、指揮命令関係にあるのではなく、対等な契約当事者としてユニセフ活動を担うものです】



VIII. ボランティア

(1) 名称

ボランティア登録者を「ユニセフ ボランティア」と呼びます。

大阪ユニセフ協会の事務局と事業活動はボランティアによって支えられています。

(2) 登録

ボランティア志望者は事務局と面談のうえ「ボランティア登録票」を提出して、仮登録します。ボランティア活動に入ると、本登録としボランティア保険をかけます。

(3) ボランティア活動

ボランティア活動には、次の種類があります。必要に応じて活動の内容を説明します。月初めに翌月以降の「活動予定表」を送付しますので、お申込みください。

(A) 事務所での活動 事務一般・パソコン処理、広報資料作成・発送、ビデオ等視聴覚教材の貸出し、イベントの準備など。

(B) 事務所外での活動 音楽会会場などでの募金・広報活動、学校への学習協力、写真展、チャリティイベントへの参加など。

(4) 交通費の支給

原則として活動場所への往復交通費実費を支給します。報酬は支給しません。

多数参加のイベントの場合、参加費として一律 500 円を支給します。

ハンド・イン・ハンド募金活動については無償とします。

(5) ボランティア保険

活動中および活動場所への往復途上のケガなどの傷害に備えて、ボランティア保険をかけます。傷害事故が起きた場合、すみやかに事務局に連絡してください。

(6) ボランティア連絡会

毎月最終水曜日午後 1 時からボランティア連絡会を開催します。参加は任意です。

連絡会の議事内容は「ボランティアだより」でお知らせします。

(7) 送付物および行事への参加

毎月「ボランティアだより」、年 4 回「ユニセフ大阪通信」を送付します。

大阪ユニセフ協会主催の勉強会、講演会、新春交流会へ参加できます。なお、登録前後に「ボランティア入門講座」を受講することをお勧めします。

(8) 登録の取り直し

(A) 本人の申し出により取り消します。

(B) 住所等の変更が届け出されず連絡がとれなくなった場合、取り消します。

(C) 1 年間活動がなかった場合、継続の意向を確認した上で取り消します。

大阪ユニセフ協会の所在地図



大阪ユニセフ協会 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F

電話 06-6645-5123 FAX 06-6645-5124

